

鯖江市議会・市民創世会

大門よしかずレポート



鯖江市新横江1丁目7-22 TEL/FAX(0778)52-7488 携帯090-6810-2462

ごあいさつ

いよいよ5月より新元号『令和』が始まりました。政府がその意味付けとして「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」と説明しています。また、分かり易く「美しい調和」とも言われています。

今回の改元は、天皇陛下がご存命のうちに行われ、準備に十分な時間を掛けることができたようです。また、粛々とスケジュールを進行でき、国政や国民にそれほど混乱と負担を与えない時期を選ぶことができました。そして、国民にも新しい天皇と元号を受け入れる十分な時間が取れました。それらを思うと、先の天皇は素晴らしいご決断をされたものと深く敬意を表したいと思います。

さて、今年は数々の選挙が行われ、これからも行われます。世の中が大きく変わる年になるかも知れません。先の知事選では新元号のスタートと歩調を合わせるかのように待望の新しい知事が誕生しました。知事は県の顔です。明るく爽やかなイメージで福井県を引っ張って頂きたいと願います。

また、6月には私たち市民にとって一番身近な市議会議員選挙が行われます。近年の投票率の低下には危惧を抱くところです。大いに関心を持っていただき、私たちの一票がきっと市政をより良いものにできると信じて投票所に足を運んで頂きたいと思います。



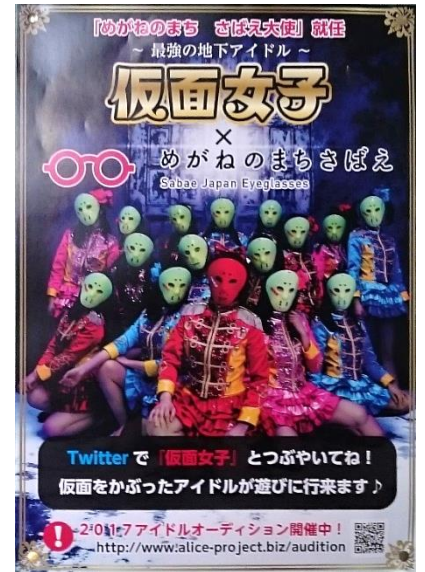
花見で賑わう西山公園(4/7)

3月議会一般質問より

(鯖江市のHPで本会議録画の配信を行っています)

「めがねのまちさばえ大使」 仮面女子について

昨年3月議会に続き一般質問で「仮面女子」を取り上げました。彼女たちは事務所の方針に従い、一生懸命活動してくれています。それを否定するものではありません。このアイドルグループを運営する事務所は「仮面」を前面に押し出し活動しています。質問の視点は、それが鯖江市のイメージに相応しいか否か。そしてこのグループを「めがねのまちさばえ大使」に任命することが適切か否かです。



仮面女子のPRポスター

(Q) 予算に「仮面女子」とのコラボレーション事業700万円が計上されている。その概要について

(A) この事業は国の地方創生推進交付金の財源を活用し、平成29年度から31年度の3か年間で事業を進めています。平成31年度は市内のイベントへの参加、また漆器を取り入れた短編映画の作成などを考えています。また、消防組合の50周年記念鯖江丹生消防大会への出演などを予定しています。また、これまで同様、メンバーのSNSでの情報発信についても期待しています。

「仮面女子」とはアリスプロジェクトという事務所が仕掛ける三つの仮面ユニットが集まって結成されたグループです。最強の地下アイドルと自称しています。ある映画の主人公

をイメージキャラクターとしたグループですから、パフォーマンス時にはマシンガン、チェーンソー、巨大なハサミ、鎖鎌のようなものなどの模型を手に、地下アイドルとしてのイメージを発信しています。

シティプロモーションを推進する市は、こうした素材はあくまで話題づくりのための仕掛けであって、本当はバックグラウンドとなっている市の風景やすばらしい歴史、文化、伝統産業を知ってもらいたいと期待を込めています。

地方の小さな自治体が存在感を放つためには、ほかの自治体がやらないこと、尖った施策が求められるという理屈もある程度理解できます。しかし「仮面女子」を起用することに違和感、嫌悪感を抱く市民は少なくありません。



つつじまつりでパフォーマンスする「仮面女子」(H30)

尖り過ぎた施策は受け手にも己自身をも傷つけることになることに十分配慮しなければなりません。鯖江市が「めがねのまちさばえ」を掲げながら、なぜ相入れない仮面をつけたアイドルグループが『大使』なのでしょう。

(Q)「仮面女子」を「めがねのまちさばえ大使」に任命した経緯について

(A) あるご縁で電気通信大学の先生を紹介されました。その先生は「仮面女子」が描くイラストとか、声とか、カラーなどを言葉に変えるAI技術の研究をしていました。そして「仮面女子」の歌を新たな歌にしました。

「仮面女子」は地方創生に非常に熱心なグループで「地方創生アイドル」というような言い方もされていました。その中で、桜雪さんという東大出のアイドルが特に眼鏡が非常に好きで、地方創生の中で眼鏡関係のことをやりたいと言うことでお話を受けました。それがきっかけです。

地方自治体というのは地域間競争の中で差別化できる事業が喫緊の課題です。鯖江市においてもちょっと奇抜であることは十分承知していました。奇抜なだけに発信力も強いと感じ、起用させていただき「ふるさと大使」に任命

しました。

(意見) 昨年の質問に対してリスクとハレーションはつきものだとの答弁でした。しかし、このようなリスクな手法を使ってまでして知名度が上がったとしても、それが市民の幸せ、心の豊かさに結びつくとは思えません。

「めがねのまちさばえ大使」に任命するに当たり、十分な検討と評価がなされたのでしょうか。

今まで、彼女たちを使った鯖江市のシティプロモーション活動を見ていると、鯖江市のシティプロモーションなのか「仮面女子」のプロモーションなのか目的が曖昧に感じられます。

(Q)「仮面」を前面に打ち出す地下アイドルについて、どのような見解か

(A) 「仮面女子」は「めがねのまちさばえ」のPRのみならず、新たな大学との連携の橋渡し役など、大きな貢献をしてくれています。確かにアイテムとして使う仮面は一見奇抜ですが、それが彼女たちの個性であり、話題性にも繋がっていると考えています。

今後は、地方創生推進交付金事業が平成31年度をもち最終年度になります。コラボレーション事業は一区切りとし、新たなPRを検討しながら、より効果的になるように努めていきます。

インターネットの「仮面女子ライブ出演者オフィシャルブログ」のトップ画面では血の滴るようなロゴ、両サイドにはドクロが帯のように付いています。このようにインターネット上でも奇抜な演出をしています。インターネットの普及した現在、少年少女でも容易に「仮面女子」の情報を見ることができます。こういった文化を全て否定するものでありません。



「仮面女子ライブ出演者オフィシャルブログ」のトップ画面

しかし、ダークでダークなイメージを格好いいと受け取る子供たちも出てくるのではないかと懸念します。

(Q) 教育的観点からの見解は

(A) 子供たちにはネットのモラルも十分学校教育の中

で指導していきながら、正しい使い方を理解させていきたいと思えます。また、様々な考えがあるということも理解をさせていきたいと思えます。



グループのうち14人を仮想「課長」に任命

(意見) 鯖江市は「めがね」をコンセプトの中心に据えています。それにも関わらず「仮面」という、さらに強いイメージを持ち込んでしまいました。これでは自ら「めがね」のコンセプトを曖昧にしていないでしょうか。

ちょっと一服



「市民が喜ぶなら、イベントが賑やかになるならそれでいいじゃないか」と好意的に見ている市民の方も多いでしょう。しかし「仮面女子」ではシティープロモーションで最も成功の鍵となる「市民の共感」は得られないでしょう。

鯖江市には平均年齢が80歳を超えたグループ

「SBE80」が活動しています。そこで、例えば「乃木坂46」や「欅坂46」のパロディーで、熟年アイドルグループ「やいと坂38」を結成するとか…。「やいと坂」は元三大師の横の坂です。「38」は鯖に掛けた数字です。これなら話題性も十分、マスコミも注目、女性活躍の象徴にもなります。シティープロモーションの盛り上がりも期待できます。これは私の勝手なアイデアですが、このような市民の共感が得られる発想に期待したいと思います。

公共施設使用料と減免について

前の議会の一般質問終了後に公共施設使用料検討委員会より答申案が提出されました。さらに、今議会に条例改正案が提出されました。今回は答申案に基づき質問をしました。

(Q) 使用料体系の見直しについて

(A) 平成11年度の使用料改定時での消費税相当額(5%)を除いた基本使用料についての改定は行いません。施設利用者の利便性の向上と利用者の増加を図り基本使用料を時間単位とします。また、区分をこれまでの午前、午後、夜間の3区分から午後5時までの昼間、午後10時までの夜間の2区分とします。また、本年10月には消費税率の10%の引き上げが予定されているため、消費税相当額を転嫁します。算出後の使用料については、100円を最低額とし、それ以上は100円未満を四捨五入します。さらに、夏季、冬季の空調使用時には、使用料の20%相当分を実費分として徴収させていただきます。これらの内容を踏まえ、関係条例の改正案を本議会に提出しました。

(意見) 民間は本体価格100円の品を消費税が8%なら108円、10%なら110円、1円単位まで正確に計算します。基本的考え方の100円未満を四捨五入するとすると、消費税の未収や過大徴収が生じます。例えば、400円に1割加算すると440円、ところが四捨五入すれば400円。500円に1割加算すると550円、四捨五入すれば600円、50円の過大徴収になります。

(Q) 消費税転嫁の基本的な考えについて

(A) 現在の基本使用料は消費税5%での数値のため、8%から10%に引き上げが見送られた場合は、改めて条例案を改正し、現状の5%から8%との差額分3%は転嫁させていただく必要があると考えています。

6回の検討委員会での協議の中で、利用者の利便性、事務の煩雑化などを勘案し、使用料は基本的に100円単位とする。また、端数調整は四捨五入が適当とし、今回の結論に至りました。

前回の一般質問において、地区公民館における大ホールの規定が一区分のみであるが、各公民館で名称も広さも大きな差がある。公平性の観点から基準を見直すべきではないかと指摘しました。

(Q) 各公民館の実態調査と見直しは

(A) 大ホールという名称だけで同様の面積の洋室と比べて使用料が高いのではないかと御指摘受け、確認

をしました。その結果、ある公民館の大ホールの面積よりも別の公民館の洋室の面積の方が広いということなど、整合性が取れてないという部分がありました。今回の使用料体系の設定に当たり洋室、ホール、講堂をひとつのくくりとし、30㎡未満、100㎡未満、150㎡未満、200㎡未満、400㎡未満、400㎡以上という六つの区分とし、使用料体系を変更しました。

(意見) 新しい料金体系は区分が明確になり、合理性と整合性が認められます。これなら公平性があり、市民の理解が得られるのではないかと思います。

答申の中では、文化講座や開放学校については、使用回数の増減、または使用箇所の一部使用などの場合、増額もしくは減額など適宜使用料を算定すると書かれています。条例改正の概要では、全面使用の場合のみ記載されています。例えば、総合体育館あるいはスポーツ交流館ですと、6分の1使用ならば6分の1、10分の1使用ならば10分の1というふうに細かく規定しています。ところが、地区公民館に限ってはその規定がありません。

(Q) 講堂や体育館の部分使用については

(A) 半面使用とか、4分の1使用とかいう取り扱いについては、新たな減免規定の中で、部分使用規定のある施設の取り扱いなどを参考にしながら検討していきます。



スティックリング大会の一場面（スポーツ交流館半面使用）

(意見) 使用する側にとっては、少しでも負担を抑えたいと思うのは当然です。ましてや、わずかな年金のみで生活している高齢者にとっては切実な問題です。安く済むなら今まで半面を使用していたものを4分の1面で済まそうと考えるかもしれません。そういった選択にも十分配慮していただきたいと思います。

前回の質問において、高齢者や青少年の育成にかかわる活動は負担を軽くすべきであると述べさせていただきました。質問後提出された答申案にもそれぞれの活動の妨げにならないよう配慮することも検討するとあります。

(Q) 免除団体の要件とその根拠について

(A) 免除団体として登録されております各地区の公共的団体の方々がその団体の活動の目的のために当該地区の公民館を使用する場合にはこれまで通り免除とします。また、市内の小・中学校、高等学校、幼稚園および保育園が実施する事業に公共施設を使用する場合、また市内の青少年健全育成を目的とする団体の方々が、児童・生徒を対象とした活動に免除団体として登録されている公共施設を使用する場合においても免除することを減免制度の基本的な方針としました。

(意見) 答弁の中に高齢者が含まれなかったことは少し残念に思います。僅かな国民年金のみで暮らしている高齢者は本当に慎ましい生活を送っています。お金のかからないレクリエーションは本当にありがたいと思っています。市は健康長寿への取組、高齢者が閉じこもらない環境づくり、認知症予防のための仲間づくり、などを高齢者福祉の根幹として推進してきた筈です。もう一步踏み込み、せめて後期高齢者主体の団体には免除、もしくは1割負担程度に抑えていただきたいと強く要望します。

答申には文化講座および開放学校については、年間使用料を設定し、年度当初に一括徴収するとなっています。文化講座の施設利用形態はマチマチです。例えば、前年度の実績に基づきトータル時間を階層分けして算出するなど、合理的手段を設定すべきと思います。

(Q) 文化講座、開放学校の使用料算定について

(A) 検討委員会の答申の中では、文化講座、開放学校を利用する団体の大幅な負担増を軽減するためにも、年間使用料を定めるなどの方法の提案を受けています。御提案の趣旨も踏まえ、検討させていただきます。

(意見) 条例改正案を提出するには時期尚早ではないでしょうか。消費税10%が確定してからでも遅くはありません。それまでに、より慎重な制度設計を行い、市民にご理解いただける公平で合理的な料金体系にすべきではないでしょうか。

あとがき 今回も公共施設使用料の改定と減免について取り上げました。市民にとっては直接影響が及ぶ議案であり、十分な論議と理解が不可欠です。議会としましても、今回の議会では採決を見送り、継続審査としました。市民の皆様にはより一層のご理解をお願いします。